

2023年7月28日

優生保護法問題の全面解決を求める要望書

優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会 共同代表

及川智・大竹浩司・大橋由香子・桐原尚之・小谷晴子
利光恵子・藤井克徳・藤原久美子・山崎恵・山本秀樹

2022年2月22日に出された大阪高裁判決と同年3月11日の東京高裁判決、2023年に入って相次いで示された熊本地裁(1月23日)、静岡地裁(2月24日)、仙台地裁(3月6日)での判決、及び札幌高裁(3月16日)と大阪高裁判決(3月23日)では、いずれも優生保護法は違憲であり、国によってもたらされた非人道的かつ重大な人権侵害であるとして、国の損害賠償責任が認められました。

また、2022年9月に、国連障害者権利委員会から日本政府に出された勧告でも、「全ての被害者が明示的に謝罪され適切に補償されるよう」補償制度を見直すよう求めています。現在、施行中の「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関する法律」(以下、「一時金支給法」)は、被害の回復にはきわめて不十分です。責任の所在が不明確な上、被害に対する賠償・補償ではなく単なる「一時金」にすぎず、支給額も甚大な被害に見合った額とは到底言えません。また、請求期限は残すところあと8ヶ月であるにもかかわらず、いまだに認定された人は国の統計が示す全被害者のわずか4%です。くわえて被害者は高齢化しており、次々と亡くなられています。解決に向けて、一刻の猶予も許されません。

これらを踏まえて、裁判を即刻終結し、優生保護法問題について速やかな全面解決をはかるための基本合意を結ぶことを求めます。そして、新たな法律を制定し、二度と同じ過ちを繰り返さないために、全ての被害者の尊厳回復と補償、優生思想や障害者差別の根絶に向けた施策を実現するよう求めます。

優生保護法問題の全面解決にむけて、以下のとおり要望します。

A 責任の明確化と謝罪

1 謝罪決議

上記の高裁判決・地裁判決で、国会の責任が厳しく断罪されている結果を受け止め、衆参両院において謝罪決議を行うこと

2 法律(優生保護法被害を補償する法律)における国の責任の明文化

- (1) 法律において、国が責任の主体であることを明確化し、被害者への謝罪と全面解決に向けた決意を明文化すること
- (2) 謝罪の主体は「国」とし、以下の事項について謝罪すること
 - ① 優生手術等により心身に大きな傷を与え、障害等を理由に「不良」との烙印を押して人間としての尊厳を侵したこと
 - ② 個人が子どもを生むか生まないかの選択・決定権を奪ったこと
 - ③ 手術後も、痛みや体調不良の持続など身体や精神へのさまざまな苦痛を与え続け、その後の人生の可能性を狭めたこと
 - ④ 積極的に優生政策を推進して、障害者らに対する差別偏見を正当化・固定化、さらに助長してきたこと
 - ⑤ 強制や欺罔の手段を用いて、優生手術等が国の優生政策によることを認識できない仕組みを作ってきたこと
 - ⑥ 法の杜撰な運用を容認し、よりいっそうの人権侵害を引き起こしていたこと
 - ⑦ 母体保護法改定後も、優生政策を人権侵害と認めず、被害の補償をせず放置し続けたこと
 - ⑧ 優生手術等に関する記録や資料等の公文書を散逸・消滅させ、被害の証明や実態調査・検証を困難にしたこと

3 法律(優生保護法被害を補償する法律)の名称と目的

- (1) 法の名称には、①優生手術被害者の人権回復、②補償を含むこと。
例えば、「旧優生保護法等に基づく優生手術等を受けた者の人権回復と損害賠償に関する法律」など
- (2) 法の目的は、以下とする。
- ①優生手術等の被害者への謝罪
 - ②被害者の尊厳の回復と補償
 - ③調査・検証
 - ④優生思想の否定と再発防止

4 優生思想の否定と「性と生殖の健康／権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」の尊重を明記すること

- (1) 法律の前文で、優生思想(優生学にもとづく非障害者優先主義)をはっきりと否定すること
- (2) 障害のあるなしにかかわらず、子どもを生むか生まないかを自分で決める権利「性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ=SRHR)」が尊重され、実現のために教育、情報、手段、支援が提供されることを明記すること

B 被害を償うに足る賠償・補償の実施

1 被害を償うに足る賠償・補償

訴訟の早期全面解決を図るため、上記の国の損害賠償責任を認めた各高裁判決、地裁判決に従って、立法措置により、裁判の提訴・未提訴を問わずすべての被害者に対し、その人生被害を償うに足る補償を行うこと

2 対象者の拡充

賠償・補償の実施にあたっては、以下の者を対象とすること

- (1) 現在、「一時金支給法」で補償対象となっている、優生保護法下で疾病や障害を理由に優生手術を強いられた者と子宮・卵巣・睾丸の摘出やレントゲン照射など生殖を不能とする処置を受けた者に加えて、疾病や障害を理由に人工妊娠中絶を強いられた者
- (2) 母体保護法下で、疾病や障害を理由に優生手術を強いられた者と生殖を不能とする処置を受けた者、疾病や障害を理由に人工妊娠中絶を強いられた者
- (3) 国民優生法下で、疾病や障害を理由に優生手術を強いられた者と生殖を不能とする処置を受けた者、疾病や障害を理由に人工妊娠中絶を強いられた者
- (4) 上記の優生手術等や人工妊娠中絶を強いられた者の配偶者

3 請求期限の撤廃

全ての被害者への賠償・補償を実現すべく、除斥期間の適用を行わず、請求期限を撤廃すること

4 被害の認定機関

被害の認定機関は厚生労働省(こども家庭庁／政府)ではなく、独立した機関とすること

5 被害者への情報の周知の徹底、および相談・申請窓口の整備

- (1) 文字、点字、手話通訳、筆談やチャット、わかりやすい言葉など、その人の障害に合わせた情報保障について合理的配慮がなされた相談・申請窓口を整備すること
- (2) 申請は本人だけでなく、家族や代理人でも可能とすること
- (3) 全ての被害者への賠償・補償を実現すべく、国や自治体は、広報周知を工夫・徹底すること。各自治体に被害回復に向けた機関を設置し、被害者情報の収集と補償に関する入念かつ細やかな情報周知や相談、申請の支援を実施する
- (4) 少なくとも、国や自治体が公文書等で個人名を把握している被害者に対しては、プライバシー保護に十分配慮しつつ、本人あるいは関係者の名誉を回復するために、優生手術等の実施が誤りであったことを伝えて謝罪するとともに、補償に繋げること

6 社会全体への情報の周知と啓発

国や自治体は、被害回復に関する情報について、メディアの利用等さまざまな手段を駆使して広く社会に向けて発信するとともに、医療・福祉の現場における情報周知・啓発を徹底すること

C 真相究明・恒久対策

1 真相究明、再発防止のための施策の実施

二度と同じ過ちを繰り返さないため、国や都道府県に第三者機関を設置し、調査・検証等の施策を実施すること。調査・検証にあたっては特に以下の点に重点を置くこと

- ①なぜこのような法律がつくられたのか
- ②なぜこの法律が50年近くも続いてきたのか
- ③いつ、どこで、どのような被害が起きていたかの全国的な実態の把握
- ④優生保護審査会の審査実態
- ⑤国や地方自治体の行政やマスメディア、医療、福祉、教育、市民社会が果たした役割
- ⑥優生保護法が母体保護法へ改定されて以降の実態調査

2 優生思想・障害者に対する偏見差別の根絶にむけた立法措置および施策の推進

優生思想および障害者に対する偏見差別の根絶にむけ、立法措置および教育、啓発等の施策を実施すること。立法措置は、あらゆる分野に影響を及ぼす基本法であり、その中核には「優生思想は絶対に許さない」とする姿勢を据えること(例えば、「優生思想根絶基本法」といったイメージである)。特に、以下の点に留意すること。

- (1)障害者権利条約および総括所見の完全実施
- (2)障害者差別解消法や障害者基本法など関係法令との整合性
- (3)教育の中で旧優生保護法に関する学習を組み込むとともに、「性と生殖に関する健康／権利」を含めた包括的な性教育の実施
- (4)教育、医療、保健、福祉等の対人支援職種に対する人権教育と包括的な性教育研修の実施

3 継続的な協議の場の設置

被害と尊厳の回復、優生思想に基づく偏見差別の根絶にむけた施策の検証など、優生保護法問題の解決に向けた諸課題について、被害者、障害当事者、関係団体及び弁護団等との継続的な協議の場を設置すること。

これに先立って、他の人権裁判と同様に、国と原告・弁護団との間で、早急に基本合意を締結すること。

私たちは、今後、優生保護法問題の全面解決を目指して、この要望書をもとに政府や国会および関係機関との交渉・調整をすすめていきます。

以上